

緊急事態

埼玉県内 自転車事故多発!



平成30年中自転車乗用中の**死者50人**(前年比+18人)

自転車の安全利用のために

↑↓ 車道左側通行

自転車は車両です。
車道の左側端を通行しましょう。
やむを得ず歩道を通行する場合は徐行で。



⊕ 交差点注意

信号や一時停止は必ず守りましょう。
見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。



📺 ヘルメット着用

死亡事故の半数以上は頭部の致命傷が原因。
子供には保護者が必ず着用させましょう。



もっと安全に

傘さし運転禁止

雨カッパを着用しましょう。
雨天時はなるべく運転を控えましょう。

夜間ライト点灯

早めにライトをつけましょう。
故障・電池切れがないか点検しましょう。
自発光式のテールライトならさらに安全です。



自転車の通行する場所

車道左側端が原則 通行部分の標識、標示があるとき



歩道を通行できる場合



- * 自転車歩道通行可の標識があるとき
- * 運転者が13歳未満、70歳以上の者等のとき
- * 車道の状況から安全を確保するためやむを得ないとき

歩道を通行するときは…

- * 歩道は歩行者優先です。徐行（直ちに止まれる速さ）で、歩道の中央から車道寄りを通行します。
- * 歩行者の通行を妨げてはいけません



自転車保険に加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。

事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により自転車損害保険等への加入が義務となっています。

まずは加入状況を確認

自転車保険の加入状況をチェック!

➡ はい ➡ わからない ➡ いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られるITSマークも該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていませんか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険への加入が必要です。